

5 原材料支給

自治会などに支給する原材料を紹介します。

5-1 コミュニティ施設用原材料

(1) 概要

公会堂やコミュニティ広場を快適に利用するために、自治会が自ら行う修繕などに必要な原材料を支給します。

原則、前年度に整備計画書の提出がないものはお受けできません。

原材料の組み合わせは可能ですが、1自治会、年1回の申請となりますので、まとめて申請してください。

(2) 支給対象となる原材料の種類

自治会の皆さんで作業を行う修繕に要する原材料

- 例えば
- ・ 自治会の皆さんで碎石や土をならす
 - ・ 自治会の皆さんで公会堂の壁にペンキを塗る

(3) 支給限度額

1自治会100,000円（税込）

(4) 手続きの流れ

注意！

整備を予定している自治会におかれましては、予算措置の必要がありますので、前年度の8月に市が行う整備計画調査にて計画書を提出してください。

- ① 上記の調査に基づき、整備を予定している自治会に対して、内示と申請書類を郵送 市→自治会
- ② 原材料を購入する店から見積書★を徴収 自治会
- ③ 原材料給付申請書に見積書を添付し、協働まちづくり課へ提出 自治会→市
- ④ 電話で実施の許可・不許可を連絡 市→自治会
- ⑤ 許可された場合は、原材料を購入し、施工 自治会
 - ※ 決定前の着手（原材料の購入、施工）は行わないでください。
 - ※ 原材料を活用した整備などは、必ず自治会の皆さんが自ら行ってください。（整備などを業者が行った場合は許可を取り消します）
- ⑥ 報告書に購入業者の請求書★を添付し、協働まちづくり課へ提出 自治会→市

※ 代金は協働まちづくり課が購入業者へ支払います。

★…見積書及び請求書の宛名：袋井市役所協働まちづくり課

担 当 協働まちづくり課コミュニティ推進室 電 話 44-3107 メール shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

5-2 農業用施設原材料

(1) 概要

市が管理する農業用施設（農道・農業用排水路など）について、自治会、自治会連合会、部農会からの要望に基づき、現場調査を実施し、緊急性・重要性・他事業との関連性などを考慮して支給するものです。

(2) 原材料の種類

生コン、碎石、U字溝、柵板、パイプ管、溝蓋など

(3) 手続きの流れ

- ① 要望書（申請書）の提出 自治会など→市
- ② 現場調査（関係者の立会いをお願いします） 自治会など→市
- ③ 実施の許可・不許可を連絡 市→自治会など
- ④ 許可された場合は、施工 自治会など

※ 原材料は市で購入し、施工場所へ納品します。

※ 原材料を活用した整備などは、必ず自治会などの皆さんが自ら行ってください。

担 当 農政課農地整備係
電 話 44-3217
メー ル nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp

5-3 公園美化・緑化推進用原材料

(1) 概要

自治会や花の会などの団体に対し、地域の緑化活動や公園の美化活動を支援するため、地域花壇の管理や公園の除草、街路樹の消毒などに必要な原材料を支給します。

(2) 原材料の種類・支給限度額

- ・ 除草剤、殺虫剤、土壌改良剤、ペンキ、刷毛など
I 団体50,000円（税込）
- ・ 公園の芝生の維持管理のための目土、公園広場の凹みを整地するための真砂土など
I 団体50,000円（税込）

(3) 手続きの流れ

- ① 原材料を購入する店から見積書を徴収 自治会など
- ② 原材料給付申請書に見積書★を添付し、維持管理課へ提出
自治会など→市
- ③ 維持管理課で申請内容を確認します。 市→自治会など

【次のページへ続く】

- ④ 業者から申請者（自治会など）へ連絡が入ります。業者から原材料を受け取り、施工してください。 業者→自治会など
- ※ 代金は維持管理課が業者へ支払います。業者から原材料を受け取る際、請求書*は業者から袋井市役所維持管理課へ送るようにお伝えください。
- ※ 原材料を活用した整備などは、必ず自治会などの皆さんが自ら行ってください。
- ⑤ 作業中の写真を2枚程度撮り、維持管理課へ提出 自治会など→市

★…見積書及び請求書の宛名：袋井市役所維持管理課

担 当 維持管理課管理係
電 話 44-3130
メー ル kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

5-4 花苗・球根・種子・緑化木など

(1) 概要

市では、花と緑にあふれた地域づくりを推進するため、自治会や花の会などの団体に対し、①市内の花工場で生産した花苗、②（公財）静岡県グリーンバンクが無償提供する球根、種子、緑化木など、③市の花「コスモス」の種子を配布します。

(2) 手続きの流れ

① 花苗

① 花苗配布申込書の提出

※ 前年度の1月頃、1年分（前期・後期）まとめて注文してください。

- ② 花苗配布決定通知の送付 前期：5月、後期：11月
- ③ 受け取り 前期：6～7月、後期：11～12月
- ④ 受け取り後、完了報告書に写真を添えて維持管理課へ提出

② 球根、種子、緑化木など

- ① 定期配布事業申込書の提出 秋配布：5月、春配布：10月
- ② 配布決定通知の送付 秋配布：8月、春配布：1月
- ③ 受け取り 秋配布：10月頃、春配布：3月
- ④ 受け取り後、完了報告書に写真を添えて維持管理課へ提出

③ コスモスの種子

自治会分を取りまとめ、自治会連合会単位で配布します。

詳細は6月頃、維持管理課が自治会連合会長宛に文書でお知らせします。

担 当 維持管理課維持公園係
電 話 44-3165
メー ル kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp